

主な内容

CONTENTS

- ・ 岡谷市社会福祉協議会とは…………… 14
- ・ 障害者社会参加促進事業…………… 15
- ・ 地域福祉権利擁護安心ネットワーク事業…………… 16
- ・ すわーくネット…………… 17

岡谷市社会福祉協議会とは!!

岡谷市社協は、昭和30年に設立し、48年1月に法人認可されています。

平成12年6月に施行された「社会福祉法」の中に、地域福祉の推進が明確に打ち出され、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として明文化されました。民間団体として、市民をはじめ、社会福祉を目的とする事業を行う者および社会福祉に関する活動を行う者が参加して、以下の事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

市社協の事業

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④社会福祉を目的とする事業の研究および総合的企画
- ⑤①から④のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

平成19年度 事業推進テーマ

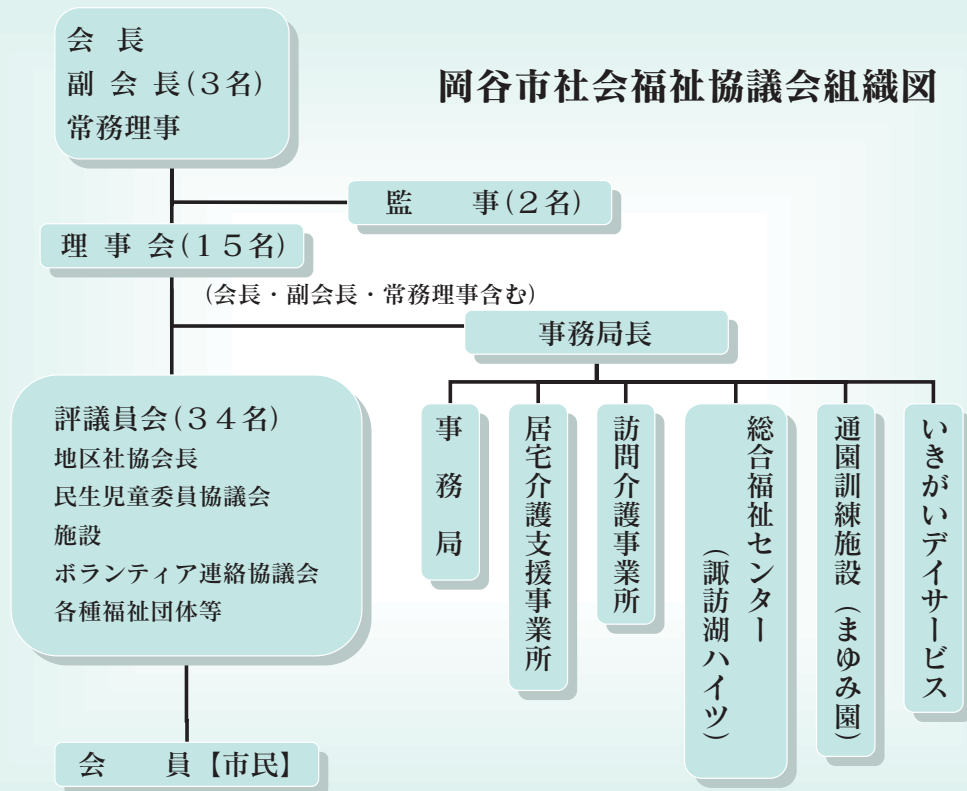
みんなで築く、みんなの福祉、みんなの未来 あした

(説明)

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるまちを望んでいます。それをつくっていくのは、一人ひとりの市民です。

市民一人ひとりの助け合い活動が地域の活力となり、みんながいきいきと輝く未来(あした)をつくっていきます。

岡谷市社会福祉協議会組織図



みんなの未来 あした
 みんなの福祉
 みんなで築く

発行・編集

岡谷市社会福祉協議会
 〒394-0081
 岡谷市長地権現町 四丁目11番50号
 ☎ 24-2121
 ☎ 24-3555
 ホームページアドレス
<http://www.okaya-shakyo.or.jp>
 メールアドレス
info@okaya-shakyo.or.jp

障害者社会参加促進事業

ノーマライゼーション(障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり)の理念の実現に向けて障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に社会福祉協議会では次の受託事業を行っています。

● 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者・聴覚障害者の生活および関連する福祉制度について理解し、手話で日常会話を行うのに必要な手話単語、表現技術を学びます。

講座修了後もさらに学びたい方のために、手話通訳者養成講座、地域の手話サークルを紹介、手話通訳者養成のためのフォローアップ講座を開催しています。

● 要約筆記奉仕員養成講座

中途失聴・難聴者の生活および関連する福祉制度などについての知識、コミュニケーション支援のための要約筆記技術を学びます。

講座修了後は、岡谷市の登録通訳者として、さまざまな場面に応じて手書き、またはパソコンを活用して話し手の話の内容を文字化して伝えます。



● 手話通訳者設置事業

聴覚障害者への手話通訳、手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座、幼稚園、保育園、小・中・高等学校での手話教室、聴覚障害者への情報提供のための学習会などを行っています。

● 声の広報発行事業

広報をカセットテープに吹き込み、市内の視覚障害者へ録音テープを郵送しています。

● 障害者IT講習事業



身体障害者手帳・療育手帳を所持している方を対象にIT講習会を開催しています。

パソコンの経験のない方対象の初心者コースや、受講者の障害・要望に合わせてコースを企画します。

● 福祉機器リサイクル事業

家庭で不要になった福祉機器を必要な方に役立てていただくよう、情報提供をしています。 **対象品目** 車いす・シルバーカー・歩行器など

「社協だよりゆめ」は共同募金の配分金で印刷されています

「地域福祉権利擁護安心ネットワーク事業」

高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などにかかわる相談や援助をし、その方の生活を支援する事業です。

安心してご相談、ご利用ください。

利用対象者

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用や利用料の支払いなど、自己判断で適切に行うことが困難であると認められる方。

援助内容

①福祉サービスの利用援助

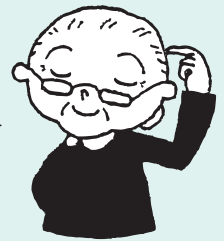
- ・福祉サービスを利用、または利用を止めるために必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについて苦情解決制度を利用するとき

②日常的金銭管理サービス

③書類などの預かりサービス

*ただし②③のサービスは①の福祉サービスの利用援助に付随したものにになりますので、金銭管理・書類などの預かりサービスだけの利用はできません。

このごろ物忘れが
ひどくて、福祉サー
ビスの利用料の支払いを
忘れちゃうのよね



相談・問合せ

社会福祉協議会

☎ 24-2121 ・ ☎ 24-3555

利用料 1時間あたり 1,000円 交通費 1kmあたり 20円
(書類などの預かり料金は実費相当分が必要となることもあります)

社会福祉協議会が提供する 福祉サービスに関する 意見・要望・苦情など

社会福祉協議会は、みなさんに常に気持ちよくサービスを利用していただくために、本会が提供する事業に関する意見・要望・苦情などをお聞きし、サービスの質の向上に努めます。いつでもお気軽にお申し出ください。

事業所名 (社) 岡谷市社会福祉協議会

連絡先 〒394-0081

岡谷市長地権現町4-11-50

☎ 24-2121 ・ ☎ 24-3555

○事業所の担当職員に直接ご相談ください。

苦情解決責任者 金子 明 (事務局長)

苦情受付担当者 古畑福和 (次長)



お気軽にお寄せください

●事務所の職員に言いづらい場合は第三者委員にご相談ください。

第三者委員 横内 良一 ☎ 23-7088

小口 恒久 ☎ 22-7414

宮坂みや子 ☎ 23-3920

●介護保険制度のサービスを受けている方は、
介護福祉課 (内線1283)、または長野県国民健康保険団体連合
会 (〒380-0871 長野市大字西長野宇加茂北143-8 ☎026-
238-1580 ☎026-238-1560) でも受け付けています。

●県でも苦情相談、解決のためのあっせんを行っています。

長野県福祉サービス運営適正化委員会

〒380-0928 長野市若里7丁目1番7号

(長野県社会福祉総合センター内)

苦情受付 ☎ 0120-28-7109

委員会事務局 ☎ 026-226-2210

☎ 026-228-0130

E-mail fukushi7109@nsyakyu.or.jp

すわーくネット わ〜くわ〜くバザール

～障害のある人たちの生活を応援する～

諏訪地域の作業所、施設などが連携しあい、できることから始めようと「すわーくネット」が設立されました。

それぞれの障害を持つ人たちができる活動をし、地域で当たり前のように自主的に暮らせるように、温かく見守っていただきたいと思っています。

今回も、新鮮な野菜・花など、販売します。ぜひご協力をお願いします。

日時 5月12日(土)・13日(日) 午前10時～午後4時
場所 下諏訪ジャスコ



福祉機器リサイクル事業

ご家庭に捨てるにはもったいない福祉機器はありませんか。不要な福祉機器がある場合は、社協にご連絡ください。必要な方に情報提供し役立てていただきます。

取り扱い品目

- ・車いす
- ・歩行器
- ・シルバーカー
- ・シャワーベンチ など



*製品については、清潔で利用可能な状態で提供をお願いします。

- ・社協への登録期間は3か月間です。
- ・交渉・物品のやり取りは当人同士で行います。

差上げます！

- No.18 歩行器
- No.19 お風呂用ボード
- No.20 電動ベッド (マットなし)

連絡先

岡谷市社会福祉協議会

☎24-2121

☎24-3555

尊い善意を

ありがとうございます

平成19年2月1日～3月31日

●福祉基金へ

吉田孝様 中嶋達朗様
林央様 鮎沢直人様
ユニー(株)中京本部小さな善意

大きな愛の輪運動推進本部様

坂田まさ子様 今井航様
いさりび伊藤紀安様 東堀星桜会様

●ボランティアセンターへ

・コンパクトデジカメ
・オリンパス労働組合様
・紙おむつ・尿とりパット・ビニールシート
・リハビリパンツ 匿名様
・使用済み切手

ミヤマ(株)諏訪営業所様 佐藤金属(株)様
昭和オートレンタリース(株)松本支店様
岡谷工業高等学校様

長野県教組諏訪支部事務職員部様
小井川地区四ツ葉の会 上浜婦人の会様
西堀社協ふれあい会様 武井美恵子様
匿名様

・使用済みプリペイドカード
小井川地区四ツ葉の会様
西堀社協ふれあい会様 匿名様
・未使用はがき
小口基実様
・書き損じはがき
匿名様

「社協だよりゆめ」は共同募金の配分金で印刷されています